

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市及び防災機関が行うべき焼津市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾・漁港海岸保全災害防除計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

本市で発生した風水害のほとんどは、6月から7月の梅雨前線及び8月から10月の台風によるものであり、過去においては、昭和49年7月7日の豪雨や昭和57年9月12日の台風、平成16年6月30日の豪雨、令和元年10月12日の台風、令和4年9月23日の台風では市内に被害が発生している。そして近年の気候変動に伴い、大雨や短時間強雨の増加等により、未改修の中小河川や河口付近など局地的地域での水害が発生する傾向にある。

近年の河川・水路改修の進捗により、水害の発生は以前に比べて低下傾向にあるが、市内のほとんどの河川は勾配が緩やかで最下流部に位置し、潮位の影響を受けやすい感潮河川となっていることから、排水不良による内水氾濫が発生する可能性を有している。また、市街化による都市型水害等の新たな災害が発生する可能性を有している。

災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、改修済みの河川であっても災害が発生する可能性があるものとして、想定を超える大雨への備えが必要である。

なお、令和5年9月に、高草川水系、瀬戸川水系、小石川水系、柗山川水系、志太田中川水系の流域治水プロジェクトが公表され、水災害対策プランも策定されることから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。

（資料編（風水害対策）1-1）

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

地域	特徴
北部地区 (東益津、大村)	<p>東益津地区の国道150号より海側については、低地になっており、瀬戸川が感潮河川で天井川となっているため、排水しにくく、内水氾濫の危険性を有する。</p> <p>東益津地区の国道150号より山側については、山地域の雨水が集中し、未改修である高草川から溢水し、浸水する危険性を有する。</p> <p>なお、当該地区においては、「石脇川・高草川流域総合的治水対策アクションプラン」に基づき、河川改修や遊水地などの実施により、治水安全度の向上が図られてきている。</p> <p>また、大村地区の朝比奈川と瀬戸川に挟まれた箇所は、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや河川改修の結果、浸水の危険性は低くなっている。</p>
中部地区 (焼津、小川、豊田)	<p>焼津地区、小川地区の国道150号より海側については、都市下水路等の整備により治水安全度は向上しているものの、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。</p> <p>豊田地区については、市街化が進み、保水能力が低下していることから、都市型水害等が発生する可能性を有する。</p> <p>なお、当該地区においては、「小石川・黒石川流域総合的治水対策アクションプラン」に基づく対策の実施により、治水安全度の向上が図られてきている。</p>
南部地区 (港、和田、大富)	<p>港、和田地区においては、栃山川、木屋川が感潮河川であることから、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。</p> <p>なお、令和5年9月に「栃山川水系流域治水プロジェクト」が公表され「水災害対策プラン」も策定されることから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。</p>
大井川地区	<p>大井川地区は、水田が広範囲に分布し保水能力を有しているが、未改修の中小河川があることから、梅雨前線及び台風のもたらす大雨により、中小河川の氾濫の危険性を有する。</p> <p>なお、「志太田中川水系河川整備計画」が策定されることから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。</p>

2 高潮、高波

本市は、駿河湾に面し、15.5kmの海岸線を有していることから、台風、低気圧等による高潮、高波の影響を受けやすいため、沿岸部においては、浸水等の被害が懸念される。

また、河川の下流部についても、高潮の影響を受けやすいことから、浸水等の被害が懸念される。

3 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

市北部の山間部は、急峻な地形となっており、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等の危険性を有している。この地域には、砂防三法指定区域として砂防指定地が13箇所、地すべり防止区域が2箇所（国土交通省所管及び農林水産省所管）、急傾斜地崩壊危険区域が29箇所ある。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域が90箇所指定されており、大雨、地震等への十分な警戒が必要である。